

猿払村の子ども医療費助成を拡大します。

子ども医療費助成制度の改正内容

令和6年4月より、「高校生」の通院・入院費用が**助成の対象**となります。



助成対象年齢の拡大

	令和6年3月まで		令和6年4月から	
所得区分	課税世帯の場合（一般所得または上位所得世帯）			
対象	中学生まで （15歳になる年度の3月31日まで）		高校生まで （18歳になる年度の3月31日まで）	
助成内容	0～3歳	3歳～中学生	0～3歳	3歳～高校生
	通院・入院	通院・入院	従来どおり	従来どおり
窓口負担	初診時一部負担 医療 580円 歯科 510円 調剤／再診時 0円	医療費の1割 （※小学校1年生～歯科外来 は助成対象外）	従来どおり	従来どおり
所得区分	非課税世帯の場合			
対象	0歳～中学生まで （15歳になる年度の3月31日まで）		0歳～高校生まで （18歳になる年度の3月31日まで）	
助成内容	通院・入院		従来どおり	
窓口負担	初診時一部負担 医療 580円／歯科 510円 調剤／再診時 0円		従来どおり	

「①受給者証をお持ちでない」又は「②中学校を卒業する」お子さんは申請が必要です。

- ① 平成18年4月2日～平成20年4月1日 生まれのお子さん
（令和6年4月に、高校2・3年生になるお子さん）
- ② 平成20年4月2日～平成21年4月1日 生まれのお子さん
（令和6年4月に、高校に入学されるお子さん）

※ 上記以外にも、小学校・中学校に入学されるお子さんも、現在お持ちの受給者証が更新となりますので、申請が必要となります。

令和6年3月中旬より、対象のご家庭に対しては、更新に関してのご案内を送付いたします。

問合せ先

猿払村 保健福祉課 国保介護係

〒098-6234 北海道宗谷郡猿払村鬼志別北町28番地 保健福祉保健センター

電話:01635-2-2040/FAX:01635-2-2075